

2013年（平成25年）8月9日

---

---

放送人権委員会決定 第50号  
「大津いじめ事件報道に対する申立て」  
— 見 解 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

## 「大津いじめ事件報道に対する申立て」に関する 委員会決定 — 見解 —

申立人 少年とその母親  
被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『スーパーニュース』（月一金 午後4時50分～5時54分）

放送日時

2012年7月5日（木）午後4時53分00秒頃～5時03分24秒頃

2012年7月6日（金）午後5時27分28秒頃～5時37分29秒頃

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

### 【本決定の構成】

I. 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯
2. 論点

II. 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

1. はじめに
2. 放送倫理上の問題
3. 再発防止のための要望
4. その他の判断
  - (1) 誹謗中傷の加速・過熱化
  - (2) 映像素材としての適否

III. 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

IV. 申立てに至る経緯及び審理経過・・・・・・・・ 10 ページ

V. 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・ 11 ページ

## 【決定の概要】

フジテレビは2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』内で各1回、大津市の中学生いじめ事件の報道に際して、加害者として民事訴訟を起こされている少年の氏名を含む映像を放送した（以下、本件放送という）。委員会は少年と少年の母親（以下、申立人という）から本件放送によってプライバシーを侵害されたなどの申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下の通りである。

本件放送のうち少年の氏名を含む映像は、5日分が1秒未満、6日分が2秒弱と短く、画像内の氏名部分も微小で、通常のテレビ視聴形態では、氏名は判読できない。したがって、このテレビ映像に限れば、プライバシー侵害は生じていない。しかし、テレビ映像を録画した静止画像では少年の氏名を判読できる。これがインターネット上に流出した。この静止画像が申立人のプライバシーを侵害していることは明らかである。

テレビ映像を録画してインターネット上にアップロードする行為は著作権法に違反する。したがって、フジテレビに静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない。だが、録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある。

この放送倫理上の問題はモザイク処理のない映像素材を使ったミスの結果である。委員会は、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材に関する十全な管理体制を整備するとともに人権意識の涵養に努め、こうしたミスがふたたび起きないようにすることをフジテレビに要望する。この点で、本件放送は少年の個人情報にかかわるものであり、少年法の趣旨に即して特段の配慮が必要だったことも付記する。

## I. 事案の内容と経緯

### 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

株式会社フジテレビジョン（以下、フジテレビという）は2012年7月5日と6日に放送した『スーパーニュース』で、天津市の中学生いじめ事件について報道した。番組では、自殺した中学生の両親が申立人らを相手に起こした損害賠償訴訟に触れ、2回目の口頭弁論を前に原告側準備書面としてその内容を放送した。両日の放送とも、何か所か準備書面の映像が挿入されている。大半は実名部分がマスキング処理（黒塗り）・モザイク処理されていたが、5日の番組では、実名部分に何の処理もされていない準備書面の映像が1秒未満（17時03分24秒頃）放送された。翌6日の同番組でも、同様の映像が2秒弱（17時32分18秒頃から）放送された。いずれも通常の視聴方法では判読不能のものであった。その後、少年の名前を読み取れる静止画像がインターネット上に流出する事態となった。放送翌日、フジテレビは流出の事実を把握し、同日夕方の上記番組において「人権上配慮に欠けた映像を使用した」とお詫びした。そして番組担当者らが少年と母親の代理人弁護士を訪ね、事実経過を説明し謝罪したが、受け入れられなかった。

その後の申立てに至る経緯および審理経過は、後述の「IV. 申立てに至る経緯及び審理経過」のとおりである。

また、提出された書面やヒアリングなどを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は末尾V. に記載のとおりである。

### 2. 論点

論点は以下のとおりである。

- ① 本件放送が、申立人のプライバシー権を侵害したか否か。
- ② プライバシー権の侵害はないとしても、放送倫理上の問題はあるのか否か。
- ③ 実名流布、バッシングの過熱化等について、フジテレビの責任を問えるか否か。
- ④ 映像素材として適切だったか否か。
- ⑤ 「ミス」なのか、それとも意図的な「話題作り」だったのか。
- ⑥ 「ミス」だった場合、なぜ起きてしまったのか。
- ⑦ 以上の点を判断するに際して、テレビのデジタル化・録画機能の高度化とインターネット普及による情報環境の変化をどのように考慮するのか。

## II. 委員会の判断

### 1. はじめに

「フジテレビってすごく大きな組織で、そんなやってはならないミス簡単に犯すような人たちの集団ではないというのが私の頭の前提にありました」

申立人はヒアリングの席で、こう語った。本件放送を「意図的な話題作りだったのではないか」と主張する申立人に、その理由を尋ねた際の発言である。

委員会は、本件放送を「意図的な話題作り」とは考えない。社会的批判を受けるリスクがあり、「話題作り」としての成否も明らかではない。フジテレビがあえてそのような放送を行うことはありえない。本件放送はフジテレビが言うように、ミスだったに違いない。

だが、ここに引いた申立人の言葉は、問題の本質に深くかかわる。本件放送について言えば、表現はきついが、フジテレビは、申立人の想定とは違って、「やってはならないミス簡単に犯すような人たちの集団」だったのである。

この「やってはならないミス」によってプライバシー侵害が生じたかどうか。この点は、「意図的な話題作り」とは別の次元で判断が求められる。

判断に際しては、新しいメディア状況との関係をどう考えるかが重要となる。テレビ映像が容易に静止画像として切り取られ、インターネット上にアップロードされる。申立人の主張する「プライバシー侵害」は、こうした状況の中で起きた。

さらに、「やってはならないミス」が起きてしまった経緯を明らかにし、その後の対応の適否を検討する必要がある。この点を判断するには、なぜミスが起きたのかを明らかにすることが重要となる。

### 2. 放送倫理上の問題

本件放送に含まれていた少年の氏名について、フジテレビは「極めて短時間、かつ氏名の文字の大きさも極めて微小であり、通常の方法の視聴形態では判読は不可能」（答弁書）と主張している。テレビ受像機を通じた動画として本件放送を見たとき、たしかに少年の氏名を判読することはできない。判読できない以上、テレビで流れたリアルタイムの映像そのものに限れば、プライバシー侵害の問題は生じない。

しかし、録画した静止画像では少年の氏名を判読でき、これがインターネット上に流出した。この静止画像が少年のプライバシーを侵害していることは明らかである。

申立人は、この静止画像がインターネット上で拡散した結果、少年の実名が広まり、さまざまなバッシングを加速・過熱化したと主張する。この静止画像だけが理由とは言えないにしても、それがバッシングの加速・過熱化に影響したことは否定できない。

だが、問題は、このプライバシー侵害とその後の状況について、フジテレビの責任

を問えるか否かである。フジテレビは「第三者の故意行為が介在している」として、責任を負うべきは「当該第三者」であると主張する。テレビ画像を切り取ってインターネットにアップロードする行為は著作権法に違反する。この点では、フジテレビには静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない。

一方、フジテレビの見解を「時代錯誤」とする申立人の主張は、次のように要約できる。

「テレビがすべてデジタル化され、ハードディスク内蔵のテレビやビデオも普及し、全番組を録画する機能を備えた機種もある。録画した画像の一部を静止画像で見るとも簡単だ。フジテレビは、こうした状況を十分ふまえて映像を管理すべきであり、『第三者の故意行為』との主張は責任転嫁である」

責任を否定するフジテレビにしても「人権上配慮に欠けた映像の使用であったと言わざるを得ません」（答弁書）と述べている。録画して静止画像にすればプライバシー侵害となる映像を流した点で、人権上の配慮を欠いていたことを認めているのである。後に述べるように謝罪放送も行っている。

「日本民間放送連盟 放送基準」は、「ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する」と規定している。テレビ映像の録画機能の高度化やインターネットの普及は従来想像できなかったメディア状況の変化をもたらしている。この点ではフジテレビもすでに多様な問題を実際に経験してきたはずである。変貌著しいメディア状況の中、放送倫理との関連で、「日本民間放送連盟 放送基準」のこの規定も新しい想像力とともに読み込まれる必要がある。

委員会は、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上の問題があると判断する。

### 3. 再発防止のための要望

こうした放送倫理上の問題は、ミスによって引き起こされた。ミスが起きた経緯については、ヒアリング等を通じて、おおむね次の点が明らかになった。

①映像素材は取材担当者が報道局のサーバーに送り込む。サーバー内の素材は報道局内であれば自由に使用できる。

②個人情報などが含まれていて、人権上配慮が必要なものについては、サーバーに送り込む際にモザイク処理をする場合と取材担当者が「オンエアの際にはモザイク処理が必要である」旨の重要事項連絡をシステムに入力する場合がある（局内では、後者を「イエロー」という）。また、該当部分をすでに黒塗りした素材がサーバーに送り込まれるケースもある。

③本件放送の映像素材については、a・モザイク処理したもの、b・モザイク処理のないもの、c・黒塗りをしたもの——以上3種類がサーバーに入っていた。

④aとcは必要な処理が行われていたものなので、イエローは入力されていなかった。bは本来、イエローを入力しなければいけないものだったが、取材担当者がそれを失念していた。

⑤本件放送の2回の映像はbを使った。放送段階に至るまで映像を見た番組関係者はだれも少年の氏名があることに気がつかなかった。編集担当者もイエローがなかったため、モザイク処理の必要性に思い至らなかった。

フジテレビは、取材源の秘匿を理由に映像素材となった文書の入手先を明らかにしていない。報道機関の職業的な倫理として、この点は尊重すべきである。

しかし、どのような経緯で入手したにせよ、その文書が係争中の民事訴訟にかかわり、申立人である少年の氏名を含むものであることは入手段階で明らかだったはずだ。番組プロデューサーもヒアリングにおいて、「個人情報がかかれていたので注意しましょう」という情報はありました」と述べている。

処理の異なる映像素材が、なぜ複数あったのか。モザイク処理されたものがあつたにもかかわらず、なぜモザイク処理のないbが使われたのか。フジテレビの説明を聞いてもこれらの点はよく分からない。

だが、はっきりしていることもある。

①入手した文書が取り扱いに慎重な配慮が必要なものだったこと、②この点を番組プロデューサーも入手段階で情報として得ていたこと、③にもかかわらず、モザイク処理などの適切な配慮をしていない映像が流れてしまったこと——以上3点である。

ヒアリングの場ではたびたび「失念」という言葉が使われた。重要事項連絡を入力すべき取材担当者が、その手続きを失念したというのである。それがなければおそらく今回の事態は起きなかつたらうという意味で、この失念は大きなミスである。

だが、ここに指摘した①～③を考慮すると、問題はこの失念だけではないことも明らかだ。番組プロデューサーが得ていた「個人情報がかかれていたので注意しましょう」という情報は、素材に関する基本的な情報である。しかも、単なる個人情報だけでなく、そこには申立人である少年の氏名が含まれていた。この情報は少年法の趣旨に即して、入手した文書の管理と映像素材としての使用に特段の配慮が必要なことを意味するものだったはずである。

ところが、この情報に沿ってモザイク処理が施された素材があつたにもかかわらず、本件放送ではモザイク処理のない映像が出てしまった。なぜだったのか。

この事態を理解するには、入力した失念以前の問題として、報道に携わる人間に求められるべき人権意識が番組制作現場全般に希薄だったと考えざるを得ない。入力手続

きの失念は、こうした土壌の上で起きたミスだったと言うべきだろう。さらに本件放送で問題となったのは、広く世間の関心を集めた中学生いじめ事件にかかわる少年の個人情報であり、少年法の趣旨に即して特段の配慮が求められるケースだった。

「日本民間放送連盟 放送基準」は、「個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない」と規定している。委員会は、この点に関して、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材の十全な管理体制を整備するとともに、社員・関係スタッフの人権意識を高め、ふたたび今回のようなミスが起きないようにすることをフジテレビに要望する。

#### 4. その他の判断

##### (1) 誹謗中傷の加速・過熱化

申立人は本件放送の後、フジテレビが行った謝罪放送が実名漏洩の事実を迫認することになり、流出静止画像の拡散と相まって、少年の実名が広まる結果になったと主張する。インターネット上での少年に対する誹謗中傷が加速し、爆弾予告や殺人をほのめかす脅迫等も行われたという。

ヒアリングによると、謝罪放送を行う直接のきっかけは、本件放送（2012年7月6日分）が流れた翌日午前中にあった外部メディアからの取材だった。それを受けて、インターネットを調べたところ、静止画像の流出が分かり、同日午後5時台の『スーパーニュース』内で謝罪放送を行ったという。

きっかけはどうか、フジテレビは自局ニュースによって人権問題が生じていることを認識し、速やかに謝罪放送を行った。特定個人のプライバシー侵害に関連するため、「関係者へのお詫び」という表現を使い、人権上の配慮をしたこともうかがえる。謝罪放送とは別に当事者への謝罪が真摯に行われなければならないことは当然としても、こうした謝罪放送を行ったこととその内容に特段の問題があったとは言えない。

「誤り」に対する事後の訂正放送と違って、今回は特定個人のプライバシー侵害に関する謝罪放送だった。そのため申立人の主張するように、結果として実名漏洩を認めることになったことは否定できないが、申立人の主張するような爆弾予告や殺人をほのめかす脅迫等との直接的因果関係を確定することはできない。

##### (2) 映像素材としての適否

本件放送でフジテレビが「民事訴訟の準備書面」として報じた映像素材は、申立人らが損害賠償を請求されている民事訴訟にかかわる文書である。申立人は、放送時点ではこの文書は裁判所に未提出で、映像素材として使われた部分もその後の口頭弁論で主張から外されていたことを指摘して、「民事訴訟の準備書面」という表現は不適切であり、内容をニュースにするとしても、文書を映像として示す必要はなかったと主



張している。

たしかに、その後の経緯からすると「民事訴訟の準備書面」という表現は正確さを欠いていたことは否定できない。しかし、フジテレビが主張するように、当該文書には、その時点で明らかになっていなかったいじめに関するアンケート結果の内容が具体的に記載されていた。報道機関として、その点にニュース価値を見出し、映像素材として文書の一部を使いつつ、内容を放送したこと自体に問題があったとは言えない。

### Ⅲ. 結論

委員会は本件放送について、放送倫理上問題があると判断した。その結論を以下、要約的に記す。

本件放送のテレビ映像に限れば、申立人の主張するプライバシー侵害には当たらない。しかし、インターネット上に流出した静止画像では少年の氏名が判読できる。第三者による著作権法上の違法な行為が介在していることは明らかだが、録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上の問題があると判断する。

また、委員会は、再発防止のために以下の点をフジテレビに要望した。その内容を要約的に記す。

今回の放送倫理上の問題は、モザイク処理のない映像素材が使われた結果である。取材担当者がサーバーに送り込む際、個人情報を含む等取り扱いに留意すべきことを示す重要事項連絡の入力を失念していたという。これ自体大きなミスではあるが、番組プロデューサー自身が素材となった文書を入手した段階で、「個人情報が書かれているので注意しましょうという情報」を得ていたことなどを考慮すると、本件放送は個人情報を含む素材の十全な管理を怠った結果である。さらに問題となったのは、少年法の趣旨に即して特段の配慮を求められる少年の個人情報だった。委員会は、こうした点に関して、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材の管理体制を整備するとともに社員・関係スタッフの人権意識を高め、ふたたび今回のようなミスが起きないようにすることをフジテレビに要望する。

なお、申立人とフジテレビの間で主張が対立している問題のうち、必要と思われる2つの点について、委員会の判断を示した（「4. その他の判断」）。

本件放送をめぐる審理では、テレビのデジタル化、録画機能の高度化、インターネット利用の広がりといった新しいメディア状況が放送界にもたらす影響の一端が明ら

かになった。テレビニュースの映像に少年のプライバシーにかかわる部分（氏名）があった。ふつうにテレビを見ているだけでは判読できない。だが、録画された静止画像では氏名を読み取ることができた。

著作権法上の違法性を指摘することは必要だが、こうしたプロセスで現実にプライバシーなど人権侵害が問題化するケースは今後増えるだろう。こうした二次的な使用の可能性を想定して日常的に業務することが今日、放送局に求められている。

むろん、何にでもぼかしやモザイクを入れてしまえばいいわけではない。それは結果として市民社会が求める報道の自由に基づく積極果敢な取材・報道を萎縮させる恐れもある。新しい状況に対応すべく、いま放送人に求められているのは、高度に研ぎ澄まされた人権感覚である。

フジテレビは、今回のケースを教訓として、再発防止策を策定し、すでに実施している。委員会にその運用の実際について報告するよう要望する。また、再発防止策を画餅に終わらせないためには何よりも一人一人が人権とは何かを問い続けることが必要である。フジテレビには、本決定の趣旨を放送するとともに、社内の人権意識の涵養をはかることを重ねて要望する。

#### IV. 申立てに至る経緯及び審理経過

年 月 日	審 理 内 容 等
2012. 7. 5	フジテレビ『スーパーニュース』で大津いじめについて報道
7. 6	フジテレビ、前日に続き上記番組で上記事件について報道
7. 7	フジテレビ、「人権上の配慮に欠けた映像を使用」と同番組でお詫び
7. 9	フジテレビ、少年と母親の代理人弁護士に連絡
7. 14	フジテレビ、京都の代理人弁護士事務所を訪ね経緯説明と謝罪
9. 12	少年と母親を申立人とする「申立書」を受理
10. 11	フジテレビ、改めて説明文書を申立人らに送付
11. 9	申立人代理人から委員会宛連絡文書、委員会での審理を要請同一文書がフジテレビにも届く
11. 26	フジテレビから「局の見解」書面等を受理
12. 4	第191回委員会 審理入りを決定
12. 11	フジテレビから「答弁書」を受理
12. 25	申立人から「反論書」を受理
2013. 1. 15	第193回委員会 審理
1. 21	フジテレビから「再答弁書」を受理
2. 19	第194回委員会 審理
3. 19	第195回委員会 審理
4. 16	第196回委員会 審理
5. 21	第197回委員会 ヒアリングと審理
6. 10	第1回起草委員会開催 「委員会決定」案を起草
6. 18	第198回委員会 審理 「委員会決定」案を検討
7. 1	第2回起草委員会開催
7. 16	第199回委員会 「委員会決定」案を了承
8. 9	「委員会決定」を通知・公表

## V. 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人
放送による人権侵害・論点①②⑦	<p>■申立人らは、いじめの加害少年及びその親権者として民事訴訟を起こされている。今回、被申立人の番組内で実名入りの原告準備書面が映し出され、プライバシーを侵害された。</p> <p>■「通常の方法の視聴では判読不可能で、プライバシーの侵害はない」との被申立人の主張は時代錯誤も甚だしい。地上波のテレビ番組もデジタル放送となり、ハードディスク内蔵型のテレビやビデオも普及し、全番組を録画しておく機能を備えた機種も広がっている。録画映像の一部を静止画像で見ることが可能となっている。</p>	<p>■申立人少年の氏名が放送された時間は7月5日が1秒未満、6日が2秒弱と極めて短時間、且つ、氏名の文字の大きさも極めて微小であり、通常の方法の視聴によっては判読は不可能と考える。従って申立人少年は特定されず、本件各放送はプライバシーの侵害には該当しないと考える。</p> <p>■通常の方法では判読不能とはいえ、人権上配慮に欠けた映像使用だったと言わざるを得ない。</p> <p>■本件放送の映像がプライバシー権を侵害するかどうかは、動画である放送内容が、通常の方法で、プライバシー権を侵害するか否かの点から判断されるべき。</p>
ネット上での誹謗中傷・論点③⑦	<p>■被申立人は、当事者に対する謝罪に先駆けて漏洩の事実を公表し、それがマスコミ報道されることで一般市民の関心を掻き立て、かえって実名が広まる結果を招いた。放映された画像はインターネット上で流布し、ネット上での誹謗中傷を加速させ、爆弾予告や殺人をほのめかす脅迫等が行われた。</p> <p>■被申立人は、ネット上に実名が流布した原因について、第三者の故意行為が介在したことを主張し、責任転嫁を図っている。しかし、当時ネット上では一部の人間が関係者の個人情報公開する動きが出ていた。本件報道がそのような動きを活発化させる役割を果たし、検索ソフト「グーグル」で申立人である少年の実名について多数の検索が行われ、少年の写真までもネット上に流布される事態を招いた。結果的にそれが爆弾予告や脅迫の発生に大きな影響を与えたことは明らかである。</p>	<p>■申立人は、当社が当事者への謝罪に先駆けて漏洩の事実を公表したこと等により却って実名が広まったとしているが、当社は報道機関の責任として速やかに問題点を把握し検証しお詫びしたものだ。お詫びは、表現にも配慮しながら行ったもので、これによりインターネット上における個人情報の公開が加速された事実はないものとする。</p> <p>■本件放送を取り込んだ静止画像がネット上にアップされ、申立人少年の実名が広まったのだとしても、アップしたのは当社とは全く関係のない第三者であり、そうした行為の結果については当該第三者が責任を負うべきと考える。</p> <p>■仮に、他のマスコミの報道や市民感情の動きなどが存在したとしても、本件放送とこれらとの関係や、本件放送と爆弾予告・脅迫との間の法的な因果関係は、不明であると言わざるを得ない。</p>

	申立人	被申立人
映像化された文書・論点④	<p>■被申立人の「民事訴訟の準備書面」との表現は不適切。放送時点においては未だ提出予定の書面にすぎない。映像素材として用いられた文書そのものは訴訟手続きにおいて提出されておらず、映像化された部分に該当する箇所は口頭弁論当日の主張からも外されている。</p> <p>■しかも映像に組み入れる必然性が存在しない場面で用いられている。こうした「軽率な報道」の一端は文書の入手経路やその時受けた説明にあると考える。</p>	<p>■「民事訴訟の準備書面」には、被害を受けたとされる生徒が受けたいじめの具体的内容を示すアンケート結果が記載されていたため、本件放送の目的を達成するため、記載内容を紹介した。その際、同書面に記載された申立人少年の氏名を放送してしまった。</p> <p>■本放送で紹介された文書が「準備書面1」と題されていたため、「本件準備書面」、「民事訴訟の準備書面」など呼ぶだに過ぎない。</p> <p>■本書面が差し替えられたか否か、差し替え後映像中で利用した部分が陳述されなかったか否かは、訴訟の当事者でもない当社にとって与り知らない事実であり、人権侵害の有無などを判断するに当たり、関連性のない事実である。</p>
原因・論点⑤⑥	<p>■被申立人は、モザイク処理について「オンエアの際にはモザイク処理が必要である」旨の重要事項連絡がなされなかったと主張しているが、同じ番組内の別の映像で、モザイク処理を入れた映像も存在している。同じ番組内で同じ文書が映像化されているにもかかわらず、一部のみがモザイク処理されていることの説明にはなっていない。</p> <p>■準備書面を映像に組み入れる必然性が存在しない場面で用いられており、「一般の視聴者には見えないから大丈夫だ」との軽信があっただけでなく、少年らに対するバッシングの風潮に乗じて意図的に話題作りを狙った可能性もある。</p> <p>■フジテレビの別番組『とくダネ!』では、マスキング処理が施された文書が映像化され、大型テレビで静止画を見ると、実名の一部が透けて見えるものだった。フジテレビの複数の番組で、いずれも実名が見える状態になっていたのは、もはや偶然の一致とは言い難い。</p>	<p>■報道局は7月5日までに本件準備書面の写しを入手し、以下の2つの方法で撮影・放送することとした。</p> <p>①個人情報に係る部分にマスキングを施す。</p> <p>②準備書面をまず撮影し、個人情報に係る部分をモザイク処理して放送する。</p> <p>氏名を放送したのは②を採用し、モザイク処理をしないまま放送してしまったケース。</p> <p>■報道局では②のケースの場合、通常はサーバーに映像素材のデータをアップする際、モザイク処理が必要な旨の「重要事項連絡」をシステム上に入力し編集担当者に注意喚起するが、取材担当のデスクが失念して本件では入力されなかった。氏名の露出が極めて短時間で、目視では氏名が確認できず、モザイク処理の必要性に気づかないまま放送してしまった。</p> <p>■放送前に、モザイク処理されずに映ってしまっている事実気づいた関係スタッフは1人もいなかった。申立人の主張するような「軽信」や「意図的話題作り」という事実はない。</p>

	申立人	被申立人
		<p>■『スーパーニュース』内の「別の映像」は、別の機会に接写し、編集の際にモザイク処理がなされた。「別の映像」と本件放送部分を取材、編集した担当者は、それぞれ異なっていた。</p> <p>■報道局が制作する『スーパーニュース』の本件放送と、情報制作局が制作する『とくダネ!』の放送は、互いに全く異なる組織及び担当者が取材、編集などを行ったもので、そこに意思の疎通などなかった。</p>
局 へ の 要 求	<p>■（１）原告準備書面の入手経緯の開示</p> <p>被申立人は、報道・取材の自由及び取材源の秘匿等を理由に説明を拒んでいるが、このような報道機関の権利は他者の人権侵害を許容するものではない。入手経緯は今回の報道の誘因になっている可能性が高く、今後の再発を防ぐためにも、入手経緯の検証は必要不可欠である。</p> <p>■（２）再発防止策の説明を求める</p>	<p>■（１）準備書面入手の経緯</p> <p>取材、報道の自由、取材源の秘匿等の観点から、入手経緯の開示には応じられない。判例を紐解けば明らかな通り、報道の自由は表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにあり、取材の自由も憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値するもの。取材源についても、報道機関の職業の秘密としてその秘匿が原則として認められている。</p> <p>■（２）再発防止策について</p> <p>①重要な個人情報記載された書面については、モザイク処理ではなく、完全にマスキングした上で撮影・放送する方法を採用することとした。マスキングの方法も該当部分を切り抜く等により個人情報の保護を確実にした。</p> <p>②報道局内で勉強会を開催する等して、入力ミスがないよう徹底した。</p> <p>③編集担当者と編集責任者によるダブルチェックを徹底するようにした。また、素材チェックの担当プロデューサー職を新たに設置した。</p>

放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	三宅 弘
委員長代行	奥 武則
委員長代行	坂井 眞
委員	市川 正司
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	曾我部真裕
委員	田中 里沙
委員	林 香里